

国立大学法人のガバナンス・コードにかかる 適合状況等に関する報告書(令和2年度)

作成日 令和3年2月 25 日

最終更新日 令和3年2月 25 日

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		令和 3年 2月 1日
国立大学法人名		国立大学法人富山大学
法人の長の氏名		齋藤 滋
問い合わせ先		総務部企画評価課 TEL: 076-445-6040 E-Mail: hyouka[at]adm.u-toyama.ac.jp ※ お問い合わせの際は[at]を@に変更願います。
URL		https://www.u-toyama.ac.jp/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認		<p>○実施状況については概ね適切に対応されていると考えます。</p> <p>○補充原則3-1-1①(経営協議会の在り方)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営協議会において審議する議題について、議題化した理由や、議題化までのプロセス、プロセスの中での議論の内容が、あまり説明されていないと考えます。 ・ 会議資料の構成・内容について、工夫はされているものの、量が多く、全てを事前に確認することが難しい場合があります。準備、発送にも大きなリソースが消費されていることについて、改善が必要ではないでしょうか。 <p>○ガバナンス・コードの実施だけにこだわらず、大学としての最大の経営効果を得るため、取組には優先順位を付け、目標に対して最大の成果を挙げられるよう取り組んでください。</p> <p>※その他、記載内容の不足等の意見に関しては、記載の追加・修正を行った。</p>
監事による確認		<p>○実施状況については概ね適切に対応されていると考えます。その上で、以下については、引き続き改善に向けた取り組みを行ってください。</p> <p>○原則1-3①、原則3-1-1、原則3-2-1(経営協議会、教育研究評議会における審議の充実)について</p> <p>各会議が責務を果たすための充実した審議が行われるよう、適時適切な議案の上程、資料の配付タイミング・質・量の適正化、丁寧な説明、また活発な議論が行える時間配分・雰囲気醸成などの改善を図り、引き続き審議の充実に努めてください。</p> <p>○原則2-1-3③(リスク管理体制の適切な運用)について</p> <p>内部統制に関する体制整備に関して、より実効性のある運用となるよう、引き続き整備を進めてください。</p> <p>○原則2-2-1(役員会議事録の公表)について</p> <p>企業等が公開する議事録等については、会議の透明性の確保、将来における検証への備えという観点から、ある程度の詳細な内容を記載するようになっていきます。そのため、大学においても、同様の検討があってもよろしいかと考えます。</p> <p>○原則4-1③(法人の活動状況、資金の使用状況等の分かりやすい公表)について</p> <p>コストの見える化について、引き続き、一般の方により伝わりやすくするための改善を行いながら、取組を続けてください。</p> <p>※その他、記載内容の不足等の意見に関しては、記載の追加・修正を行った。</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		該当なし

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
<p>原則1-1</p> <p>ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋</p>		<p>国立大学法人富山大学(以下「本法人」とする。)では、自らが定めた富山大学(以下「本学」とする。)の理念と、これに基づき定めた基本的な目標、第3期中期目標期間※1における中期目標、文部科学省との意見交換により定義した本学のミッション※2及び学長が目指す大学像を定めた「Saito Vision 2019」について公表している。</p> <p>▶富山大学の理念と目標</p> <p>https://www.u-toyama.ac.jp/outline/philosophy/index.html</p> <p>中期目標</p> <p>https://www.u-toyama.ac.jp/outline/plan/index.html</p> <p>本学のミッション</p> <p>https://www.u-toyama.ac.jp/outline/public/mission-redefinition/index.html</p> <p>「SaitoVision2019」</p> <p>https://www.u-toyama.ac.jp/outline/president/messages/2019/pdf/saitoVision2019.pdf</p> <p>また、目標を実現するための具体的な戦略及び道筋として、中期計画、年度計画及び「SaitoVision2019 ActionPlan」を策定し、公表している。</p> <p>これらの策定にあたっては、経営協議会外部委員、地域住民、地域企業等の関係者からの意見や、本学及び国立大学法人全体に求められる社会の要請を考慮しながら、実施している。</p> <p>▶中期計画、各年度計画</p> <p>https://www.u-toyama.ac.jp/outline/plan/index.html</p> <p>「SaitoVision2019 ActionPlan」</p> <p>https://www.u-toyama.ac.jp/outline/president/messages/2019/pdf/saitoVision2019.pdf</p> <p>※1 国立大学法人の中期目標期間は国立大学法人法第 30 条により6年間と規定されており、令和2年度は、第3期中期目標期間(平成 28 年度～令和3年度)に該当</p> <p>※2 国立大学改革の一環として、各国立大学と文部科学省が意見交換を行い、研究水準、教育成果、産学連携等の客観的データに基づき、各大学の強み・特色・社会的役割(ミッション)を整理し、再度定義したミッション。「ミッションの再定義」と呼称</p>

<p>補充原則1-2④</p> <p>目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等</p>	<p>本法人の目標・戦略のうち、中期目標、中期計画及び年度計画に基づき実施した事項等については、国立大学法人法第 31 条の2に基づき、進捗状況検証結果及び改善結果等にかかる自己評価を報告書※1としてとりまとめ、文部科学省国立大学法人評価委員会の評価を受けることとなっており※2、報告書及び評価結果等を公表している。</p> <p>▶各報告書及び評価結果等</p> <p>https://www.u-toyama.ac.jp/outline/assessment/index.html</p> <p>「SaitoVision2019」については、令和2年度中に進捗状況を検証※3し、本学ウェブサイトにおいて公表する。また、令和3年度には進捗状況及び検証結果を踏まえた新たな学長ビジョンを策定、公表することを予定している。</p> <p>※1 各事業年度に係る業務の実績に関する報告書、各中期目標期間に係る業務の実績に関する報告書、中期目標の達成状況報告書</p> <p>※2 第3期中期目標期間の評価スケジュールと評価内容は以下のとおり。(各年度末に自己評価を行い、翌年度中に評価受審及び公表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標期間4年目の年度(令和元年度) → 当該事業年度の業務実績・4年目までの状況及び期間終了時の見込 ・中期目標期間最後の年度(令和3年度) → 当該事業年度に業務実績・中期目標期間全体の業務実績 ・上記以外の年度 → 当該事業年度の業務実績 <p>※3 策定が年度途中(令和元年 10 月)であったことから、進捗状況の検証は令和2年度末とした</p>									
<p>補充原則1-3⑥(1)</p> <p>経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制</p>	<p>本法人の経営及び教学運営に係る審議機関として、国立大学法人法第 25 条、第 27 条、第 28 条及び国立大学法人富山大学学則第 38 条から第 40 条に基づき、役員会、経営協議会及び教育研究評議会を設置している。</p> <p>構成員及び審議内容は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="544 1391 1474 2112"> <thead> <tr> <th>審議機関名</th> <th>構成員</th> <th>審議内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>役員会</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学長 ・ 理事 </td> <td> 以下に掲げる本法人の重要事項を審議 <ol style="list-style-type: none"> ① 中期目標についての意見及び年度計画に関する事項 ② 法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項 ③ 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項 ④ 富山大学及びその学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項 ⑤ その他役員会が定める重要事項 </td> </tr> <tr> <td>経営協議会</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学長 ・ 学長が指名する理事 </td> <td> 以下に掲げる本法人の経営に関する重要事項を審議 <ol style="list-style-type: none"> ① 中期目標についての意見に関する事項のうち、 </td> </tr> </tbody> </table>	審議機関名	構成員	審議内容	役員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学長 ・ 理事 	以下に掲げる本法人の重要事項を審議 <ol style="list-style-type: none"> ① 中期目標についての意見及び年度計画に関する事項 ② 法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項 ③ 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項 ④ 富山大学及びその学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項 ⑤ その他役員会が定める重要事項 	経営協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学長 ・ 学長が指名する理事 	以下に掲げる本法人の経営に関する重要事項を審議 <ol style="list-style-type: none"> ① 中期目標についての意見に関する事項のうち、
審議機関名	構成員	審議内容								
役員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学長 ・ 理事 	以下に掲げる本法人の重要事項を審議 <ol style="list-style-type: none"> ① 中期目標についての意見及び年度計画に関する事項 ② 法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項 ③ 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項 ④ 富山大学及びその学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項 ⑤ その他役員会が定める重要事項 								
経営協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学長 ・ 学長が指名する理事 	以下に掲げる本法人の経営に関する重要事項を審議 <ol style="list-style-type: none"> ① 中期目標についての意見に関する事項のうち、 								

		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="539 103 687 792"></td> <td data-bbox="687 103 919 792"> <ul style="list-style-type: none"> • 事務局長 • 上記以外で大学に関し広くかつ高い識見を有するものから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの 12 人以内(※会議の過半数は本項目の委員でなければならない) • その他学長が必要と認めた職員 </td> <td data-bbox="919 103 1474 792"> <p>経営に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ② 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、経営に関するもの ③ 学則(本学の経営に関する部分に限る。)、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項 ④ 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項 ⑤ 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項 ⑥ その他本学の経営に関する重要事項 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 792 687 1798"> <p>教育研究評議会</p> </td> <td data-bbox="687 792 919 1798"> <p>以下の評議員</p> <ul style="list-style-type: none"> • 学長 • 理事 • 副学長 • 生命融合科学教育部、医学薬学教育部、理工学教育部及び教職実践開発研究科の長 • 学部長 • 教養教育院長 • 和漢医薬学総合研究所長 • 附属病院長 • 学系長 • 学系の教授 各1人 • 附属病院に配置する教授 1人 • 事務局長 </td> <td data-bbox="919 792 1474 1798"> <p>以下に掲げる本学の教育研究に関する重要事項を審議</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 中期目標についての意見に関する事項(経営に関する事項を除く。) ② 中期計画及び年度計画に関する事項(経営に関する事項を除く。) ③ 学則(経営に関する部分を除く。)その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項 ④ 教員人事の方針に関する事項 ⑤ 教育課程の編成に関する方針に係る事項 ⑥ 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項 ⑦ 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項 ⑧ 教育及び研究の状況について本学が行う点検及び評価に関する事項 ⑨ その他本学の教育研究に関する重要事項 </td> </tr> </table> <p>➤国立大学法人富山大学学則 http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0101001.pdf</p>		<ul style="list-style-type: none"> • 事務局長 • 上記以外で大学に関し広くかつ高い識見を有するものから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの 12 人以内(※会議の過半数は本項目の委員でなければならない) • その他学長が必要と認めた職員 	<p>経営に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ② 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、経営に関するもの ③ 学則(本学の経営に関する部分に限る。)、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項 ④ 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項 ⑤ 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項 ⑥ その他本学の経営に関する重要事項 	<p>教育研究評議会</p>	<p>以下の評議員</p> <ul style="list-style-type: none"> • 学長 • 理事 • 副学長 • 生命融合科学教育部、医学薬学教育部、理工学教育部及び教職実践開発研究科の長 • 学部長 • 教養教育院長 • 和漢医薬学総合研究所長 • 附属病院長 • 学系長 • 学系の教授 各1人 • 附属病院に配置する教授 1人 • 事務局長 	<p>以下に掲げる本学の教育研究に関する重要事項を審議</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 中期目標についての意見に関する事項(経営に関する事項を除く。) ② 中期計画及び年度計画に関する事項(経営に関する事項を除く。) ③ 学則(経営に関する部分を除く。)その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項 ④ 教員人事の方針に関する事項 ⑤ 教育課程の編成に関する方針に係る事項 ⑥ 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項 ⑦ 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項 ⑧ 教育及び研究の状況について本学が行う点検及び評価に関する事項 ⑨ その他本学の教育研究に関する重要事項
	<ul style="list-style-type: none"> • 事務局長 • 上記以外で大学に関し広くかつ高い識見を有するものから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの 12 人以内(※会議の過半数は本項目の委員でなければならない) • その他学長が必要と認めた職員 	<p>経営に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ② 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、経営に関するもの ③ 学則(本学の経営に関する部分に限る。)、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項 ④ 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項 ⑤ 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項 ⑥ その他本学の経営に関する重要事項 						
<p>教育研究評議会</p>	<p>以下の評議員</p> <ul style="list-style-type: none"> • 学長 • 理事 • 副学長 • 生命融合科学教育部、医学薬学教育部、理工学教育部及び教職実践開発研究科の長 • 学部長 • 教養教育院長 • 和漢医薬学総合研究所長 • 附属病院長 • 学系長 • 学系の教授 各1人 • 附属病院に配置する教授 1人 • 事務局長 	<p>以下に掲げる本学の教育研究に関する重要事項を審議</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 中期目標についての意見に関する事項(経営に関する事項を除く。) ② 中期計画及び年度計画に関する事項(経営に関する事項を除く。) ③ 学則(経営に関する部分を除く。)その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項 ④ 教員人事の方針に関する事項 ⑤ 教育課程の編成に関する方針に係る事項 ⑥ 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項 ⑦ 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項 ⑧ 教育及び研究の状況について本学が行う点検及び評価に関する事項 ⑨ その他本学の教育研究に関する重要事項 						
<p>補充原則1-3⑥(2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・</p>	<p>本法人におけるダイバーシティの確保については、「富山大学ダイバーシティ推進宣言」により、ジェンダー平等をより一層推進し、性別、性的指向と性自認(SOGI)、障がいの有無、年齢、文化、宗教、信条、国籍などの多様性を尊重し、それぞれが自らの</p>							

<p>国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針</p>	<p>能力を発揮し、皆が生き生きと活躍できる教育・研究・職場環境づくりを進めることを宣言し、公表している。また、障害者雇用に関しては、障害者雇用推進室を設置し、障害者の積極的かつ計画的な雇用を推進している。</p> <p>➤富山大学ダイバーシティ推進宣言 https://www.u-toyama.ac.jp/outline/gender-equal/index.html</p> <p>職ごとの人事については、以下の人事方針を定めた上で実施している。</p> <p>○教員 「富山大学における教員採用・選考についての指針」において、教員の採用に際しては、広く優秀な人材を求めため、公募を原則とした上で、次の点を考慮することを定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本学の中期目標・中期計画の達成に資するものであること ・大学として定めた改革方針、戦略等に沿ったものであること ・本学の教育研究機能の強化に資するものであること ・若手教員(令和3年度末年齢が40歳未満)及び女性教員の積極的な採用を推進するものであること <p>また、選考にあたっては、業績の公正な評価方法を構築し、教員選考の客観性及び透明性を高めるよう努めることとしている。</p> <p>教員の職階構成及び年齢構成の適正化に向けては、「本学の研究力向上と教育研究の活性化に向けての教員の職階構成及び年齢構成の適正化への取組方針」において、数値目標を定めた上で、全学的な支援策を行っている。</p> <p>【第4期中期計画終了年度(令和9年度)末までの数値目標】</p> <p>若手教員比率 30%を達成 女性教員比率 令和元年度の数値を起点として毎年度1%ずつ向上</p> <p>○事務及び技術職員 国立大学法人等職員採用試験による採用のほか、実務経験及び専門的知識を有する者を対象とした大学独自の採用試験(キャリア試験)、非常勤職員等を対象とした職員採用試験(事務職員のみ)を実施している。</p> <p>採用後は「富山大学事務系職員の人事異動方針」に基づく人事計画により、昇任、配置換え等を含む人事を実施している。</p> <p>○附属病院に勤務する医療従事者等 看護部、薬剤部等の各部において定める人事計画に基づく採用及びキャリアアップに向けた取組を実施している。</p>
<p>補充原則1-3⑥(3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案</p>	<p>本法人の中期的な財務計画として、中期計画において、当該中期目標期間の予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画について、経営協議会及び役員会での審議を経て策定している。</p> <p>策定にあたっては、外部資金の獲得状況、附属病院の収支状況及び施設整備計画</p>

<p>し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画</p>	<p>等について、担当部署からの聴取等を行い、収支の見通しを図っている。</p> <p>▶ 中期計画(第3期中期目標期間)</p> <p>https://www.u-toyama.ac.jp/outline/plan/pdf/Re-mid_plan03_03.pdf</p>										
<p>補充原則1-3⑥(4) 補充原則4-1③ 教育研究の費用及び成果等(法人の活動状況や資金の使用状況等)</p>	<p>本法人の活動状況や資金の使用状況等については、国立大学法人法第35条、独立行政法人通則法第38条及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づき、毎事業年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表を作成し、大学ウェブサイトにおいて公表を行っている。</p> <p>また、コストの見える化に向け、財務状況や教育研究等の成果を数値とグラフで示した財務レポートを作成するとともに、平成30年度決算分からは、セグメントごとの教育・研究経費等の執行状況を示し、教育研究評議会、経営協議会等において周知を図るほか、大学ウェブサイトでの公表を行い、オープンキャンパス、ホームカミングデー等においても、ステークホルダーに内容の説明を行っている。</p> <p>▶ 令和元事業年度財務諸表等 (財務諸表、事業報告書、決算報告書、監事の監査報告書、会計監査人の監査報告書、財務レポート(セグメント別の執行状況を含む))</p> <p>https://www.u-toyama.ac.jp/outline/public/financial/r01.html</p>										
<p>補充原則1-4② 法人経営を担う人材を計画的に育成するための方針</p>	<p>本法人経営を担う人材育成の方針として、中堅、管理職・部局長クラス等の各階層の適任者を、学長等を補佐する役職となる副学長、学長補佐に登用し、「ユニバーシティ・デザイン・ワークショップ(国立大学協会)」等の外部研修に積極的に参加させるなどしている。</p> <p>また、従来、学長及び理事のみで実施していた学長理事懇談会※について、令和元年度からは副学長、学長補佐等を構成員に加えており、本学の法人経営方針に関する意見交換や、議題立案の過程における意見交換に参加することによる、人材育成の機会を設定している。</p> <p>※ 役員会等に諮る案件のうち、案件担当理事が、立案に向けたブラッシュアップのために、早い段階で学長・理事等と多角的な観点からの意見交換が必要と判断する事項や、学長・理事間で情報共有すべき事項の進捗状況・問題点等を共有する懇談会</p>										
<p>原則2-1-3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等</p>	<p>理事、副学長等の職務に必要な能力やその責任、権限については、以下の各規則に定めた上で、学長が選任・配置を行っている。</p> <table border="1" data-bbox="549 1727 1469 2107"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>必要な能力等、責任、権限等を定める規則</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理事</td> <td>富山大学学則第20条 http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0101001.pdf 富山大学役員規則第3条 http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102001.pdf</td> </tr> <tr> <td>副学長</td> <td>富山大学学則第25条から第27条の3</td> </tr> <tr> <td>学長特別補佐</td> <td>富山大学副学長に関する規則第2条</td> </tr> <tr> <td>学長補佐</td> <td>http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102010.pdf</td> </tr> </tbody> </table>	職名	必要な能力等、責任、権限等を定める規則	理事	富山大学学則第20条 http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0101001.pdf 富山大学役員規則第3条 http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102001.pdf	副学長	富山大学学則第25条から第27条の3	学長特別補佐	富山大学副学長に関する規則第2条	学長補佐	http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102010.pdf
職名	必要な能力等、責任、権限等を定める規則										
理事	富山大学学則第20条 http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0101001.pdf 富山大学役員規則第3条 http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102001.pdf										
副学長	富山大学学則第25条から第27条の3										
学長特別補佐	富山大学副学長に関する規則第2条										
学長補佐	http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102010.pdf										

		<p>学長特命補佐 理事補佐</p>	<p>富山大学学長特別補佐に関する規則第2条 http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102011.pdf 富山大学学長補佐に関する規則第2条 http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102012.pdf 富山大学学長特命補佐に関する規則第2条 http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102029.pdf 富山大学理事補佐に関する規則第2条 http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102013.pdf</p>
		<p>学部長 和漢医薬学総合研 究所長 附属病院長 大学院教育部長 大学院教職実践開 発研究科長</p>	<p>富山大学学則第 28 条、第 31 条、第 32 条 富山大学大学院学則第9条、第 11 条 http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0301001.pdf</p>
<p>原則2-2-1 役員会の議事録</p>		<p>役員会の議事については議事要旨を作成し、速やかに公表を行っている。</p> <p>▶ 役員会議事要旨 https://www.u-toyama.ac.jp/outline/public/organization/board/index.html</p>	
<p>原則2-3-2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況</p>		<p>外部の経験を有する人材の経験と知見の活用を図るため、富山大学役員規則第3条に、役員のうち理事及び監事に、本法人の役員又は職員でない者が含まれるようにすることを定めており、選任理由と併せて学外からの登用である旨の公表を行っている。</p> <p>また、学長特別補佐及び学長特命補佐として、外部の経験を有する人材(学長特別補佐 1名、学長特命補佐 2名)についても、その選任理由と併せて公表を行っている。</p> <p>▶ 富山大学役員規則(再掲) http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102001.pdf 役員紹介(学長特別補佐及び学長特命補佐についても掲載) https://www.u-toyama.ac.jp/outline/officer/index.html</p>	
<p>補充原則3-1-1① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫</p>		<p>経営協議会の学外委員選任に関しては、富山大学経営協議会規則第2条において、大学に関し広くかつ高い識見を有する者から教育研究評議会の意見を聴いて、学長が任命すること、委員の過半数は学外委員とすることを定めている。これにより、産業界や関係自治体等の多様な関係者を選任し、その識見を本法人の経営に活用することとしており、選考した委員については公表を行っている。</p> <p>また、協議会の運営方法の工夫として、会議資料を学外委員に理解いただきやすいような構成・内容にするとともに、会議前に資料を送付し、当日、各委員から専門性に基づく意見を募ることができるような工夫を行っている。さらに、外部委員からの意見</p>	

	<p>は、法人内の各担当において対応を図った上で、大学ウェブサイトにおいて意見及び本学の対応状況について掲載している。</p> <p>➤富山大学経営協議会規則 http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102004.pdf 経営協議会名簿 https://www.u-toyama.ac.jp/outline/public/organization/management/pdf/meibo_k.pdf 経営協議会学外委員からの主な意見と本学の対応状況 https://www.u-toyama.ac.jp/outline/public/organization/management/opinions.html</p>
<p>補充原則3-3-1① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由</p>	<p>本学学長選考会議は、「富山大学学長選考会議規則」に定める委員によって組織されており、学長の選考にあたり、学長に求められる資質及び能力並びに学長選考の手続及び方法などの選考の基準「富山大学にふさわしい学長像」を定めた上で、推薦のあった学長候補適任者の公開討論会、学内意向調査を参考に同会議が面接等を実施した上で、推薦時に提出された書類(履歴、所信等)、公開討論会、面接の結果等をもとに審議し、同会議の総意をもって学長候補適任者を決定している。</p> <p>また、選考の基準、結果、過程及び理由については、都度、学内教職員向け掲示板や大学ウェブサイト等での公示を行っている。</p> <p>➤富山大学学長選考会議規則 http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102006.pdf 富山大学学長選考規則 http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102007.pdf 選考の基準(学長選考会議公示第1-2号) https://www.u-toyama.ac.jp/news/2018/doc/180627-senkou2.pdf 学長候補者の決定について、次期学長候補者選考の経緯と理由(学長選考会議公示第5号) https://www.u-toyama.ac.jp/news/2018/doc/181105-senkou5.pdf 平成30年度第4回学長選考会議議事要旨 https://www.u-toyama.ac.jp/outline/public/organization/president/pdf/30_04.pdf</p>
<p>補充原則3-3-1② 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無</p>	<p>本学学長選考会議における学長の任期の審議については、平成25年3月に学長の任期を改正した上で、学長が適切にリーダーシップを発揮できる任期について改めて平成28年度から2年間の議論を行い、安定的なリーダーシップの発揮に向けた期間として、学長任期を4年とすることを確認した。また、同様に、再任の可否や再任を可能とする場合の上限設定の有無についても検討の上、再任を一回限り可と決定し、富山大学役員規則に定めた上で大学ウェブサイト等において公表を図っている。</p> <p>➤富山大学役員規則(再掲) http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102001.pdf 平成24年度第5回(持ち回り)学長選考会議議事要旨 https://www.u-toyama.ac.jp/outline/public/organization/president/pdf/24_05.pdf</p>

		<p>平成 30 年度第4回学長選考会議議事要旨(再掲)</p> <p>https://www.u-toyama.ac.jp/outline/public/organization/president/pdf/29_04.pdf</p>
<p>原則3-3-2</p> <p>法人の長の解任を申し出るための手続き</p>		<p>本法人の長の解任を申し出るための手続きについては、富山大学学長選考会議規則第3条第3号において、学長の解任の申出について学長選考会議による審査、議決の上、文部科学大臣に対して申し出ることができることを定めている。また、富山大学学長の解任手続きに関する規則(平成 18 年 10 月 10 日制定)を定め、同規則は、大学ウェブサイトにて公表を行っている。</p> <p>➤富山大学学長選考会議規則(再掲)</p> <p>http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102006.pdf</p> <p>富山大学学長の解任手続きに関する規則</p> <p>http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102009.pdf</p>
<p>補充原則3-3-3②</p> <p>法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果</p>		<p>本学学長選考会議は、富山大学学長選考会議規則第3条に定める学長の業績評価のうち、中間評価(学長の任期半ばに実施)の実施にあたっては、同会議において、評価結果の本人への提示方法及び公表方法を検討、実施している。</p> <p>評価結果については、学長選考会議において審議・了承の後、学長選考会議議長及び副議長から、学長に対し業績評価・学長選考会議の意見を説明し、今後の法人経営に向けた助言等を行った上で大学ウェブサイトにおいて公表を行っている。</p> <p>➤富山大学学長選考会議規則(再掲)</p> <p>http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102006.pdf</p> <p>学長の業績評価</p> <p>https://www.u-toyama.ac.jp/outline/public/organization/president/hyouka.html</p>
<p>原則3-3-4</p> <p>大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由</p>		<p>学長選考会議では、学長の業績評価を実施する際に、大学ガバナンスとリーダーシップについて、本学が最も経営力を発揮できる体制の在り方の検討を行っている。現時点では、大学総括理事を置くこととすべきであるとの意見は出ていないが、設置の可否は今後の検討課題としている。</p> <p>➤富山大学学長選考会議規則(再掲)</p> <p>http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102006.pdf</p>
<p>基本原則4及び原則4-2</p> <p>内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況</p>		<p>本法人の内部を統制する仕組みとして、適正な職務の実施と社会的倫理の維持に向け、「富山大学におけるコンプライアンスの推進に関する規則」第5条から第9条により、学長をコンプライアンス推進における最高責任者(コンプライアンス最高責任者)とした運用体制を整備し、実施している。さらに、内部統制システム推進に関する行動指針として、「国立大学法人富山大学 役職員行動規範」を定め、役職員は不断の実践に努めることを定めている。</p> <p>➤富山大学におけるコンプライアンスの推進に関する規則</p> <p>http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0105120.pdf</p> <p>富山大学コンプライアンス推進体制図</p>

	<p>https://www.u-toyama.ac.jp/outline/philosophy/compliance.html</p> <p>内部統制システムの見直しに関しては、年度ごとに定める重点項目に基づき、自己点検を実施し、必要に応じて改善を図ることとしている。令和元年度は、「リスク評価と対応に関する事項」を重点項目として、部局ごとに点検を行った。点検結果は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・25 部局中、リスク事象発生は 14 部局 (56%)。リスク事象発生部局全てにおいて、注意喚起と低減策の検討を実施 ・ほぼすべての部局で「富山大学事業継続計画」が情報共有され、災害時の初動体制についても検討済。部局版の事業継続計画策定の中で具体的な内容を確認することとしている。 ・避難訓練や消火訓練等を実施している部局はあるものの、全学的な防災訓練は実施されていない。 <p>このことを踏まえ、全学的な防災訓練の実施等、課題や改善点を学内に周知し、令和2年度中にフォローアップすることとしている。</p>
<p>原則4-1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫</p>	<p>本学ウェブサイトの法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報については、対象者や情報分野ごとに区分して、目的の情報にたどり着きやすいよう工夫を行っている。さらに、現在、ウェブサイトのリニューアル作業を進めており、より分かりやすく表示するための取組を行っている。</p> <p>また、広報誌についてもリニューアルを行い、情報を受け取る側に、大学の取組をわかりやすく、かつ、身近に感じてもらえる情報を発信するよう心がけている。</p>
<p>補充原則4-1① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況</p>	<p>本法人の情報は、本学ウェブサイト、発行する広報誌、SNS、各種情報ツール等の、本学が主体的に発信する媒体や、本学からの教育研究の成果や本学が実施する各種イベントのプレスリリース等の情報に基づく各種新聞・テレビ等の外部媒体を用いて公表を行っている。</p> <p>➤ 本学ウェブサイト</p> <p>https://www.u-toyama.ac.jp/ 情報誌「まなばれ」 https://www.u-toyama.ac.jp/outline/manabare/index.html 富山大学 News Letter https://www.u-toyama.ac.jp/outline/news-letter/index.html</p> <p>SNS YouTube チャンネル http://www.youtube.com/user/tomidaimovie facebook http://www.facebook.com/univ.toyama twitter https://twitter.com/univ_toyama</p> <p>情報ツール</p> <p>とみだい iNfo (在学生向け情報提供アプリ)※ https://www.u-toyama.ac.jp/news/2018/0319.html 入試情報アプリ https://www.u-toyama.ac.jp/admission/news/2017/0605.html</p>

	<p>大学公式ウェブサイトについては、トップページに、「受験生」、「保護者」、「地域・一般」等の対象者ごとに情報を集約したページに移動するためのインデックスを設置しており、移動先のページ内においても、大まかな項目の中に詳細情報を示したリンクを設置するなど必要な情報を探しやすいようにする工夫を行っている。</p> <p>また、「大学紹介」、「学部・大学院・施設」、「教育・研究活動」等に情報を区分したページを設け、目的の情報にたどり着きやすいようにしている。また、現在、本学公式ウェブサイトのリニューアル作業を進めており、今後は、「教育・研究活動」を「教育・学生支援」「研究・産学官連携」に再編するなど、より情報にたどり着きやすくするための工夫を続けている。</p> <p>発行する広報誌については、本学の教育・研究活動等が新たな価値の創造やライフスタイルを生んでいくことを、さらにわかりやすく、おもしろく伝えることを目指して、本学の情報誌「Tom's Press(トムズプレス)」を内容・構成を大幅に刷新した「まなばれ」にリニューアルし、情報を受け取る側に、大学の取組をわかりやすく、かつ、身近に感じてもらえる内容となるように心がけている。</p> <p>その他、本学の在學生や本学への入学を希望している受験生向けの情報発信ツールとして、在學生向けには授業開講情報や Web シラバス等の情報発信(とみだい iNfo)や、受験生向けには入試情報やオープンキャンパス等のイベント情報発信を行う、スマートフォン用アプリケーションをそれぞれ公開し、学生や受験希望者がより気軽に情報を受け取ることができるような工夫を行っている。</p>
<p>補充原則4-1② 学生が享受できた教育成果を示す情報</p>	<p>本学学生が享受できる以下の教育成果の情報は以下のとおり、公表を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー) ・教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー) ・入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)(以下「3ポリシー」という。) ・カリキュラムマップ https://www.u-toyama.ac.jp/outline/3policy/index.html ・Web シラバス(授業科目概要(授業のねらいとカリキュラム上の位置付け、教育目標、達成目標、授業計画等の、授業科目選択及び履修の際の情報)を掲載) http://syllabus.adm.u-toyama.ac.jp/syllabus/ ・学部ごとの各科目における学生の満足度(授業評価アンケート(各授業及び大学全体としての授業改善のための基礎資料)の際に、5段階での調査を行った結果のとりまとめ) https://www.u-toyama.ac.jp/education/evaluation/index.html ・進路状況 https://www.u-toyama.ac.jp/career/state/index.html#sinro-jisseki <p>また、入学者選抜要項、学部案内等の冊子等にアドミッション・ポリシーを記載し、受験者等へ配布・周知を行っているほか、入学者へ配布する各学部等の履修案内に3ポリシーを記載し、Webシラバスは学生が普段から確認しやすいように、「とみだい iNfo」</p>

	<p>にも掲載している。</p> <p>なお、本学は、大学全体の3ポリシーと各学部等の3ポリシーを定めており、3ポリシーは、卒業認定・学位授与の方針を定めた上で、教育課程編成・実施の方針及び入学者受入れの方針を定めることにより、一貫性をもたせている。また、「学生が身に付けるべき知識・能力(幅広い知識、専門的学識、問題発見・解決力、社会貢献力、コミュニケーション能力)」を設定し、学修成果の到達目標や成果の評価方法を示すことで、より具体的な情報をあらかじめ確認できるようになっている。</p> <p>➤入学者選抜要項(抜粋)</p> <p>学部 https://www.u-toyama.ac.jp/admission/guidebook/pdf/R03-senbatsuyoukou.pdf</p> <p>大学院 https://www.eco.u-toyama.ac.jp/_pdf/admission/master2021j.01.pdf</p>
<p>法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項</p>	<p>■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 22 条に規定する情報</p> <p>➤組織に関する情報 https://www.u-toyama.ac.jp/outline/law22/organization.html</p> <p>➤業務に関する情報 https://www.u-toyama.ac.jp/outline/law22/operation.html</p> <p>➤財務に関する情報 https://www.u-toyama.ac.jp/outline/law22/financial.html</p> <p>➤評価・監査に関する情報 https://www.u-toyama.ac.jp/outline/law22/audit.html</p> <p>➤出資法人に関する情報 https://www.u-toyama.ac.jp/outline/law22/fund.html</p> <p>■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報</p> <p>➤附属病院長の選考について https://www.u-toyama.ac.jp/outline/public/hospital-director/index.html</p> <p>■医療法施行規則第 15 条の4第2号に規定する情報</p> <p>➤富山大学医療安全管理業務監査委員会委員名簿及び委員の選定理由 http://www.hosp.u-toyama.ac.jp/guide/about/pdf/20190628.pdf</p>